



発行 日本共産党昭和三区委員会
柴田民雄事務所

No. 77 [2021/2/21]



お困りごとは
いつでもご相談を



柴田たみおニュース

たみニヤン
〒466-0849 名古屋市昭和三区南分町 3-3 Tel052-858-3255 Fax 052-858-3256

tamio.jcpweb.net / shibata@tamio.jcpweb.net / @shibata_pin / www.facebook.com/tamio.shibata

メールマガジンに登録を右のQRコードで表示される mtourouku@tamio.jcpweb.net に空メールを送信するだけ!



柴田民雄事務所 〒466-0849 昭和三区南分町 3-3
御器所駅・川名駅から徒歩 11 分 (事務所の駐車場はありませんが東隣に名鉄協商コインパーキングがあります)

無料法律相談のご案内

協力弁護士と初回無料で法律相談ができます【予約制・30分】

- 第2金曜日：午後2時～4時
 - 緊急対応・電話での相談など、ご相談に応じます。まずはお電話を
- 3/12(金), 4/9(金)分予約受付中!

予約TEL:
052-
858-
3255

福島県沖地震被災者の皆さまお見舞い申し上げます

2月13日深夜、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、最大震度6強を観測。東日本大震災から10年、まだまだ復興には遠い状況に襲い掛かった新型コロナの打撃に追い打ちをかける、深刻な被害をもたらしています。消防庁のまとめによれば、16日時点の住宅被害は福島、宮城、山形の3県で一部損壊が計1,605棟。うち福島県新地町が1,300棟でした。被害にあわれた皆さんには心よりお見舞い申し上げます。

日本共産党は現地で被害状況を調査し、被災者の要望を聞き取りました。行政に対しては家屋損壊など被害の全容を早急に把握し、法や制度を活用して支援を行き届かせるよう求めています。

お困りごとは何でもご相談ください

新型コロナウイルスの収束が見えない状況が続く中で、生活保護の申請者もふえています。柴田民雄事務所

所へのご相談も増えており、生活保護の申請や、弁護士を通じた債務整理などの手続きに結びついたケースもあります。

さまざまな支援制度も、インターネットからの申請が基本になってしまっており、どうしてものかわからなかったり、そもそも給付金制度そのものを知らないでいた、というケースなどもお聞きします。

まずは、ご相談ください。

Tel 052-858-3255

日本共産党昭和三区柴田民雄事務所

確定申告はがんばってやりましょう

飲食店などの小規模自営業者の方からの相談で、本当に多いのが、「どうせ非課税だから、と、確定申告をしていなかったために給付金がもらえない、何とかならないか」というものです。

確定申告は、基本的に5年までさかのぼって行うことができます。また、受領印付きの控えをもらっていない場合は、税務署で閲覧し、写真を撮ることで各種給付金の申請に使えます。(コロナ対策で予約が必要です)

帳簿など、収支の分かる記録があれば、がんばってさかのぼって作成し、給付金の申請をおこないましょう。今後のためにも、今年の(昨年分の)確定申告も、必ず行っておきましょう。

暮らし SOS

暮らしなんでも相談所、やってます

いま、新型コロナウイルスが暮らしを脅かしています。営業がちゆかない、雇い止めにあった、生活が大変。そんな声があふれています。ちょっとしたことでも構いません。ぜひ、お気軽にご相談ください。

私たちは、暮らしの“SOS”に応えます。 **日本共産党**

#困ったときは共産党に相談しよう
詳しくはこちら▶
www.jcp.or.jp/kurashi-sos/

1月に入ってからの緊急事態宣言に伴う愛知県感染防止対策協力金(1/12~2/7実施分)(コールセンター:052-228-7310)など、まだ間に合う給付金制度があります。ご利用ください。詳しくはこちら→



マイナンバー(個人番号)欄は空白で提出しても受理されます。今の政府にはマイナンバーのような危険なものを安全に取り扱う信用がありません。

マイナンバーカードは作らない

また、マイナポイントなどにつられてマイナンバーカードを作らないようにしましょう。カード作成が義務化されたディストピアにしないためにも、まず普及させないことが重要です。

おさないふみこ 比例東海ブロック予定候補 長内史子さんと語るつどいを行いました

2月13日(土)、昭和生涯学習センターで、党比例東海ブロック予定候補の長内史子県青年学生部副部長を招いたつどいを、感染対策を行いながら行い、50代以下の若い世代5人を含む10人が参加しました。

政権交代で、新自由主義を乗り越え、国民を守る社会を作ろう、という長内さんの話の後、20代の若者は、「共産党が目指す方向はともいいに、なぜひろがらないのか?どうしたらいいのか?」と



質問。長内さんは「対話することが大切」と。また「韓国やスペインなど国民の運動で政権交代した国では、国民の暮らしを守るコロナ対策が進んでいる。41歳の女性首相のニュージーランドではコロナ第2波第3波という事態は起こっていない。世界は30代40代の女性議員が当たり前。私が国会に行けば日本を変えられる」と力強く訴えました。

#お辞め 河村市長 下さい

河村市長の扇動した大村知事リコール署名の80%以上が不正であった事件が、徐々に真相が明らかになり、大量の名簿書き写しを下請けに出すなど組織的な不正行為が行われていたことが大々的に報道され始めました。河村市長はもはや言い逃れのできない立場です。自ら先頭に立って旗を振り、直接民主制の根幹を破壊する重大犯罪を扇動した責任は重い。きっぱり政界から引退すべきです。

ポストコロナの社会をどうするか

若い皆さん 長内史子と語ってみませんか?

OSANAI Fumiko 日本共産党青年部副部長。1987年、東区生まれ。高校時代にニュージーランドに1年間留学。東京農大短大卒。現在、日本共産党愛知県青年学生部副部長。好きな作家は芥川龍之介。

私は、学生時代から労働者運動や、若者の生き方の追求を通じて、学生や若者の声を届ける活動や、行政に繋がる活動をしてきました。リーマンショックの嵐の中、ブラック企業の過労死、学生が高い学費によって進学を諦めざるを得ない実情を聞き、そのために国や行政に働きかけを求め、学費減額や奨学金の拡充を求めました。いま、新型コロナのおかげで、学生は生活が苦しく、一日一食。若い労働者が真っ先に仕事を失っています。一方、経営者は利益を確保しつづける政治を続けようとしています。国がやるべきことは国民の生活を変えること。私が国へ届けたいのは、政権交代。野党議員を応援しています。国会に女性議員の割合を増やしたい。私も国会入り出してください。30代議員を目指したい!

日本共産党の紹介をお願いします
発行：日本共産党昭和・天白・緑地区委員会 A656J01-1-2017#807-1092 FAX#807-1096

長内史子さんと語るつどいは、今月28日(日)天白区・緑区でも行います。ぜひそちらにもご参加ください。問合せ:052-807-1092

愛知県にて1月12日(火)から2月7日(日)までの期間に営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者の皆さまへ

「愛知県感染防止対策協力金(1/12~2/7実施分)」のお知らせ

概要 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「各業界団体等が作成した感染拡大予防の業種別ガイドラインを遵守し」愛知県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮等を実施した「安全・安心宣言施設」を運営する皆さまへ協力金を交付します。
※2020年12月18日~2021年1月11日実施分の営業時間短縮要請にかかる協力金とは制度が異なります。申請は別となりますのでご注意ください。(申請期限:2021年2月19日(金)) (当日消印有効)

「安全・安心宣言施設」とは
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として取り組む項目を届出いただいた施設に対して、愛知県が独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。
【注】「ガイドラインを遵守していない施設」「安全・安心宣言施設未登録(PRステッカー・ポスター未掲示施設)」は、協力金の交付対象外です。

支給額・対象事業者等	2021年1月12日(火)~1月17日(日) [6日間]	2021年1月18日(月)~2月7日(日) [21日間]
支給額	1施設1日あたり4万円(最大24万円)	1施設1日あたり6万円(最大126万円)
対象事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する中小企業等 <対象施設>「酒類を提供する飲食店等」 ※飲食店営業許可が必要	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者 ※大企業も対象 <対象施設>「飲食店等」 ※飲食店営業許可または喫茶店営業許可が必要
営業時間の短縮	午前5時から午後9時までに短縮 ※従前より午前5時から午後9時までの時間帯を超えて営業していることが必要	午前5時から午後8時までに短縮 酒類の提供は午前11時から午後7時まで ※従前より午前5時から午後8時までの時間帯を超えて営業していることが必要
その他の要件	・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示	

※営業時間の短縮には、感染症拡大防止対策のため休日休業した場合も含まれます。
※対象となる施設を複数有する事業者は、まとめて申請してください。

申請期間 2021年2月8日(月)から3月12日(金) (当日消印有効)まで

申請方法 ①申請書及び誓約書に必要事項を記入してください。(ウェブでの書写作成も可能です。準備が整い次第、下記ウェブサイトにてお知らせします。)
②申請書及び誓約書と必要提出書類(3ページ参照)を、**封筒書留、レターパック**など郵便物の追跡ができる方法で、送付してください。※提出時には、**必ず控え**をとり保管してください。(届出した書類の控えは、交付を受けた日から5年間保存しなければなりません。)

このリーフレットに記載している内容は制度の概要です。
詳細はウェブサイトをご覧ください。(https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryokukin5-6.html) ▶

コールセンター 052-228-7310 午前9時~午後5時 (土日祝日も含む毎日)

確定申告にマイナンバーは不要

なお、確定申告時に求められるマイナンバーは、提出を求めることが義務付けられていますが、提出に応じることは義務ではありません。マ



←2月16日付中日新聞1面